

**千葉県薬務課の英断
配置販売業許可更新時 今年度より指導体制強化
既定の自己点検チェック表等の記載提出を求める****(一社) 日本置き薬協会**

筆者経営の配置販売会社は、関東1都7県と静岡県に販売許可を得ているため、許可更新時期が重なることもあり、各薬務課が求める提出書類の種類、内容についてホームページ等に注意を払っている。

とは言っても、既存配置販売業者へは、それまでの許可証と許可更新申請書とともに、

○配置する全品目を一覧表化した書類の提出を求める山梨県、静岡県、神奈川県

○上記の簡易型（「富山県、奈良県、滋賀県及び佐賀県の収載台帳に記載された品目」云々と記載

された書類が、許可証に添付、別添されている）の東京都、千葉県、埼玉県、栃木県、茨城県の違いがある程度で、大方同様だった。

千葉県の更新が近づいていることもあり薬務課のホームページを開け、配置販売業をクリックすると次の記載があった。「令和6年度から更新申請に必要な添付書類に変更がありますので、ご確認ください」。そしてそのページの「更新申請の添付書類」は、従来とは異なり新たに

- 1 配置販売業自己点検チェック表（千葉県薬務課作成）
- 2 配置箱に添付する書類
- 3 従事者に対する研修等の実施状況

を求めている。配置販売業者にとっては、新たな書類作成、薬務課担当官との調整、業務改善や修正など、従来よりも負担を強いられることとなろう。本紙にて夫々の内容を掲載し、説明、解説するのは割愛するが、業界規模が縮小し業者数も減少する中、千葉県薬務課が配置販売業者への指導をきめ細かく行おうとされるのは、適切なことと思う。

厚労省 既存配置の資質向上研修で通知 座学時間を超え通信等可能に

厚労省医薬局総務課は4月15日、「『薬事法の一部改正する法律附則12条に規定する既存配置販売業者の配置員の資質の向上』の一部改正について」を発出した。

座学形式を基本とし、研修会場や講師の事情等の諸事情により座学を行うことが困難な場合は、座学と遠隔講座・通信講座を組み合わせても差し支えないという部分は維持するものの、「遠隔講座・通信講座の時間数が講義（座学）形式の時間数を越えないこと」とされていた部分を「講義（座学）以外の方法で実施する場合は、講義（座学）と同等程度に受講者の研修状況や理解度を確認できる必要がある」と改めた。

これにより、登録販売者研修と同様、遠隔講座や通信講座などの時間数の制限がなくなったと言えるが、座学を基本とすることは改正後も変わっておらず、座学と同等程度の研修状況や理解度の確認が必要とされたことから、これまでと同様のしっかりとした研修運営が求められる。

（以上 家庭薬新聞第3704号より転載しました）